

2023年6月16日

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

西村あさひ法律事務所

FAX：03-6250-7200

株式会社ナガホリ

代理人弁護士 今野 渉 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所

リ・ジエネレーション株式会社

代理人弁護士 戸田 裕典

同 鈴木 多門

TEL：03-6435-5689

FAX：03-6435-5699

## ご回答並びに注意喚起のご連絡

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、本日、株式会社ナガホリ（以下「貴社」といいます。）代理人である貴職より送付された、株主名簿の閲覧謄写に関するファクシミリ送信書（以下「本書面」といいます。）に対し、以下のとおり、ご回答並びに注意喚起させていただきます。

なお、貴社におかれては、いずれ株主名簿の閲覧謄写に応じた旨のリリースを行うものと存じますが、本書面を受領した旨を当該リリースにも明記するとともに、従前の書面における取扱いと同様、直ちに貴社ホームページにて本書面を公開することを求めます。

初めに、貴社は、本書面において、今回の定時株主総会において、当社が「QUO カードを含む金品その他の経済的利益の提供と引換えに又はこれを誘引とした委任状勧誘等を行わないものと理解いたしました。」などと述べられております。

この点に関しては、貴社は、つい先日、係属中の仮処分命令に係る保全抗告申立事件において提出された令和5年6月13日付「準備書面」の第2の2項において、およそ8頁もの長文に亘り、当社が今後、本件定時株主総会までに実際に本件経済的利益の提供（又はその約束）に踏み切る蓋然性が高いことを執拗に主張されておりました。そのため、この期に及んで、突如として、貴社が上記のような心変わりをされた事

実に関しては驚きを禁じ得ません。

貴社において都合の良い解釈をされるのは勝手ですが、当社として、（今回の定時株主総会も含め）今後の委任状勧誘行為に伴い経済的利益の提供を行わないと約束ないし発言した事実は一切ありませんし、仮処分申立事件の時から当社が意見を変えた事実も一切ありませんので、その点ご承知おき下さい。

さらに、上記貴社のリリースにおいて、本書面に記載したような、恰も当社が委任状勧誘行為に伴い経済的利益の提供を行わないと約束ないし発言したなどといった誤解を与えるような記載は誠に慎むようお願いいたします。

それよりも、既に今月 29 日に定時株主総会の開催が控えているにもかかわらず、言わば、牛歩作戦とも言うべき、違法な閲覧謄写の拒否がなされていたことは、卑劣極まりない行為であると言わざるを得ません。今さら開示されたとしても、スケジュール的に、委任状勧誘書類の印刷及び発送手続が事実上、間に合わないことは貴社および貴職も十分承知しているはずです。事実上、委任状勧誘行為を禁止されたのと何ら変わりません。

今回の件に関しては、定時株主総会決議の瑕疵や貴社経営陣の責任を追及することも検討せざるを得ない事象であると認識しております。

最後に、いずれにしても、当社として、2023 年 3 月 31 日基準日の株主名簿の閲覧謄写については必要となりますので、任意に開示に応じていただけるのであれば、閲覧謄写させていただきます。つきましては、本書面到達後、本日も構いませんので、速やかに、バイク便にてお送りくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

